

AP新橋

R8(2026).2.28
13:00～

肝炎総合対策について

肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談・支援センター関係者向け研修会



厚生労働省

健康・生活衛生局 がん・疾病対策課

肝炎対策推進室／B型肝炎訴訟対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

肝炎対策基本法

目的 (第1条)

- ・肝炎対策に関する**基本理念**を定める (第2条)
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにする (第3条～第7条)
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**を定める (第9条～第10条)
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定める (第11条～第18条)

基本的施策 (第11条～第18条)

予防・早期発見の推進 (第11条～第12条)

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進 (第18条)

肝炎医療の均てん化の促進 (第13条～第17条)

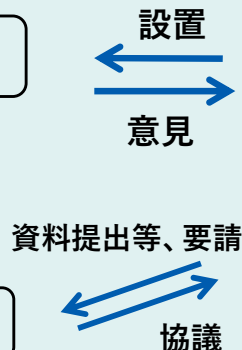
- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
(第2条第4号)

肝炎対策基本指針策定 (第9条～第10条)

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者



厚生労働大臣
策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

- ・9つの項目に関して取り組む内容を規定
 - ・基本的な方向
 - ・肝炎予防
 - ・肝炎検査
 - ・肝炎医療体制
 - ・人材育成
 - ・調査研究
 - ・医薬品研究
 - ・啓発人権
 - ・その他重要事項

平成二十一年法律第九十七号肝炎対策基本法
第一章 総則 (第一条 目的)
第二章 肝炎対策基本指針 (第九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

肝炎対策に係る近年の動き

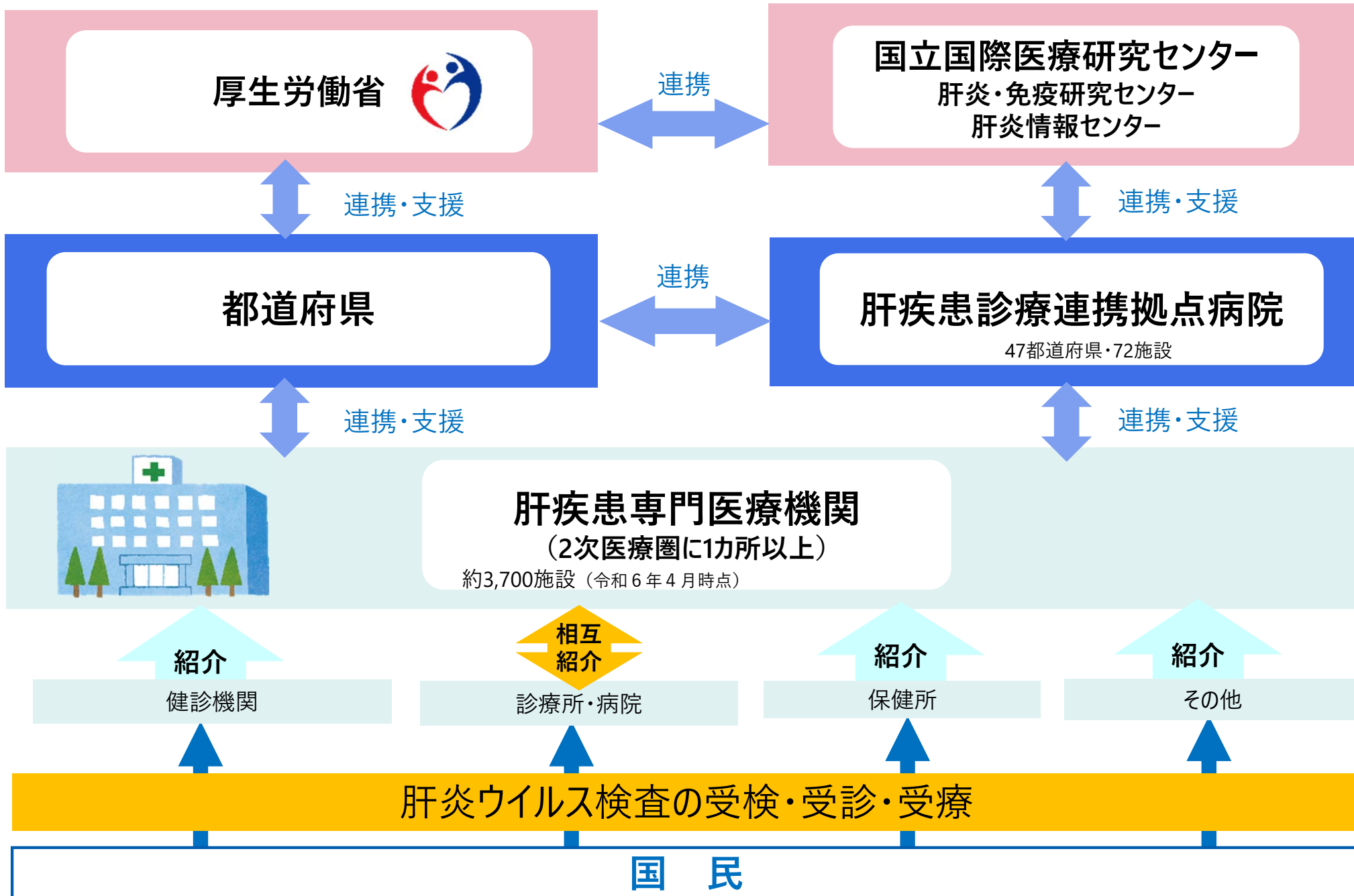
S61(1985).6	母子感染防止対策事業開始	政策	研究		
H13(2001).3	肝炎対策に関する有識者会議報告書				
H14(2002).4	C型肝炎等緊急総合対策（肝炎ウイルス検査の実施）		（研究事業の開始）		
H19(2007).4	肝疾患診療体制の整備開始				
H20(2008).4	肝炎総合対策 の開始				
H20(2008).6					
H22(2010).1					
H22(2010).4					
H23(2011).5					
H23(2011).12					
H24(2012).4					
H26(2014).4					
H26(2014).9	C型肝炎のインターフェロンフリー治療の医療費助成開始				
H28(2016).4	定期検査費用助成の対象者の拡充		（中間見直し）		
H28(2016).6	肝炎対策基本指針 改正				
H29(2017).4	定期検査費用の自己負担額の引き下げ、 職域検査促進事業を開始				
H30(2018).12	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 開始				
R3(2021).4	肝がん・重度肝硬変治療研究事業の要件を緩和				
R4(2022).3	肝炎対策基本指針 改正				
R4(2022).5			肝炎研究推進戦略		
R6(2024).4	肝がん・重度肝硬変治療研究事業の要件を緩和				
				B型肝炎特措法	C型肝炎特措法
				H18.6 B型肝炎訴訟 最高裁判決	H19.11 C型肝炎訴訟 大阪高裁 （和解勧告）
				H20.3以降 B型肝炎訴訟 全国10地裁で700名超が国を提訴	H20.1 C型肝炎特措法 施行（議員立法） （フィブリノゲン製剤等による感染者が対象）
				H23.6 基本合意書締結	
				H24.1 B型肝炎特別措置法 （閣法） （集団予防接種による感染者が対象）	H24.9 改正C型肝炎特別措置法施行 ①給付金の請求期限をH30.1まで延長 ②追加給付金の請求期限の延長 （給付金の支給後10年以内→20年以内）
				H27.3 除斥肝がん等の金額について 和解（基本合意書（その2））	
				H28.5 改正B型肝炎特別措置法成立 給付金の請求期限をH34.1まで延長等	H29.12 法改正により訴えの提起等の 期限が延長（法施行後10年→15年に）
				R3.6 改正B型肝炎特別措置法成立 給付金の請求期限をR9.3まで延長等	
					R4.12 C型肝炎特別措置法改正 （請求期限をR10.1まで延長等）

肝炎総合対策の5本柱

- ① 医療費の助成など肝炎治療促進のための環境整備
- ② 肝炎ウイルス検査の促進
- ③ 肝疾患診療体制の整備や医師等に対する研修
相談体制整備などの患者支援
- ④ 国民への正しい知識の普及と理解
- ⑤ 研究の推進

肝炎総合対策は、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策を中心に行っている

肝疾患診療ネットワーク



肝炎医療ナビゲーションシステム



肝炎ウイルス検査を受けられる全国の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関等の検索が可能

肝ナビで医療機関を検索

「肝ナビ」は肝炎検査
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
指定医療機関などを調べることができます。



肝ナビで出来ること-機能紹介-

目的の医療機関を探す

肝炎検査機関・指定医療機関について
地域一覧やフリーワードから探すことができます



<https://kan-navi.jihs.go.jp/>



肝ナビで出来ること-機能紹介-

関連機関の種類を知る

病院・拠点機関など肝炎に関する
医療機関の種類と役割をご紹介します



肝ナビで出来ること-機能紹介-

肝ナビの使い方を知る

検査実施機関・指定医療機関の検索方法など
肝ナビサイトの使い方をご紹介します



肝ナビで出来ること-機能紹介-

肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業とは

事業や手続きに関するご案内



肝ナビで出来ること-機能紹介-

肝炎情報を知りたい

肝炎に関連した情報を提供する
サイトを紹介しています



肝炎の進行と一般施策

感染

10~40年

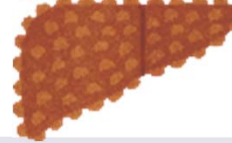
無症候



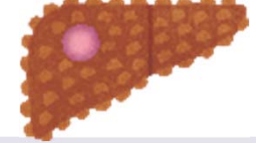
慢性肝炎



肝硬変



肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性の場合

重症化予防対策

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性の場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B型

C型

核酸アナログ製剤治療

B型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療



C型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費2ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

障害認定(肝硬変)／自立支援医療(移植のみ)
障害年金（肝硬変）

B型肝炎特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

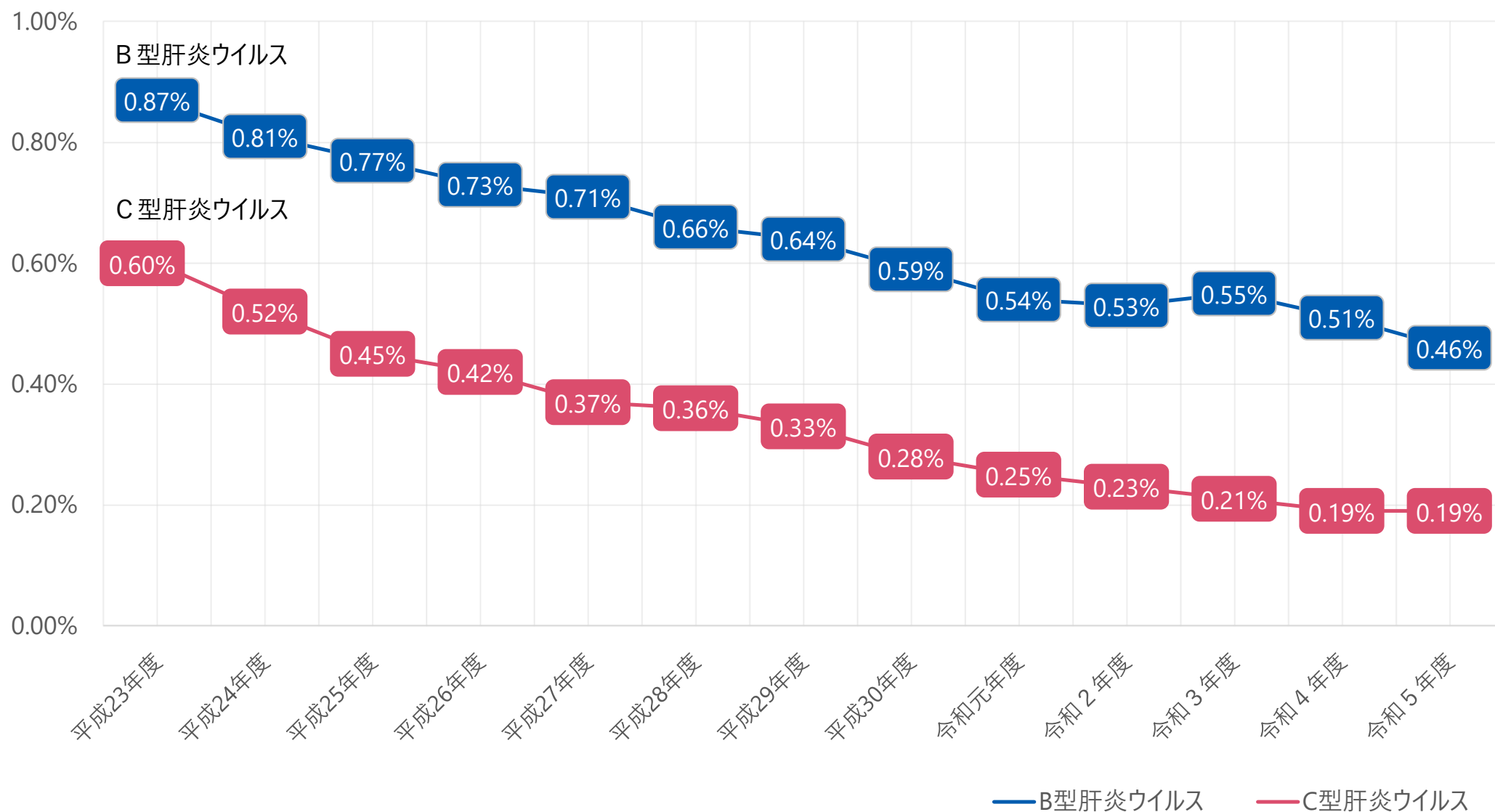
肝硬変・肝がん
4,000万円

一般施策

特措法対象者

括弧内の金額は、除斥期間を経過した者の場合

地方自治体の肝炎ウイルス検査の陽性率の推移



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

初回精密検査の費用助成

実施主体	都道府県
対象者	<p>以下の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 以下のいずれかで陽性と判定された者 <ol style="list-style-type: none"> ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査 若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診 職域における肝炎ウイルス検査 母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査 手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査 陽性者のフォローアップに同意した者
助成対象費用	<p>初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び<u>下記の検査に関連する費用</u>として都道府県が認めた費用</p> <p>検査項目：下記に示されている項目のみ</p> <ol style="list-style-type: none"> 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像） 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間） 血液化学検査 （総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD） 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量） 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等） 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量） 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））
助成回数	1回
必要書類	請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書 （請求者が準備し、都道府県知事に請求）



定期検査の費用助成

実施主体

都道府県

対象者

以下の全ての要件に該当する者

- ・ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・ 肝炎ウイルスの感染を原因とする

慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（慢性肝炎、肝硬変及び肝がん治療後の経過観察を含む）

※ 無症候性キャリアは対象外

- ・ 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- ・ フォローアップに同意した者
- ・ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者（※重複受給でないこと）

助成対象費用

- ・ 初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。

検査項目：初回精密検査の項目と同様

- 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- 血液化学検査
（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）
- 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA- II 半定量、PIVKA- II 定量）
- 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等）
- 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、

超音波検査に代えて**CT撮影又はMRI撮影**を対象とすることができる。造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。



自己負担額

慢性肝炎：2,000円
肝硬変・肝がん：3,000円

助成回数

1年度2回（初回精密検査を含む）

必要書類

請求書、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書、**診断書**※
（請求者が準備し、都道府県知事に請求）

※ 平成30年度から医師の診断書に代わる資料により医師の診断書の提出が省略可能（病態進展時を除く）

- ・ 1年以内に**肝炎治療特別推進事業**で医師の**診断書**を提出
- ・ 医師の診断書以外のもので、都道府県が定める方法で病態が確認できる場合

定期検査の必要性

- ・ B型肝炎非活動性キャリア
- ・ C型肝炎の治療後（ウイルス排除後）
の患者さまにも



「定期的な検査」が大切であることをお知らせください

【B型肝炎治療ガイドライン（第4版）日本肝臓学会】

- ・ HBe抗原セロコンバージョンが起こると多くの場合肝炎は鎮静化し、HBV DNA量は2,000 IU/mL以下の低値となる（非活動性キャリア）。
- ・ 10～20%の症例では、HBe抗原セロコンバージョン後、HBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、肝炎が再燃する（HBe抗原陰性慢性肝炎）。4～20%の症例では、HBe抗体消失ならびにHBe抗原の再出現（リバースセロコンバージョン）を認める。

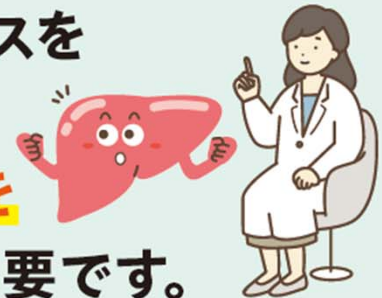
【C型肝炎治療ガイドライン（第8.3版）日本肝臓学会】

- ・ 抗ウイルス治療によってHCVが排除された後でも、長期予後改善のため肝発癌に対するフォローアップを行う必要がある。ことに高齢かつ線維化が進行した高発癌リスク群では肝発癌に対する厳重な注意が必要である。
- ・ 抗ウイルス療法によりSVRが得られると肝発癌は抑制されるが、SVR後も肝発癌リスクは完全には消失せず、SVR後の5年・10年の発癌率は、それぞれ2.3～8.8%、3.1～11.1%と報告されている。

C型肝炎の治療を受けた方へ

2025年5月

**C型肝炎ウイルスを
排除した後も
定期的な検査を
受けることが必要です。**



治療によりウイルスが排除された後でも、**肝がんのリスクは残ります。**
肝がんの早期発見のために、定期的な検査をご検討ください。

検査の例

- 血液検査：肝臓の炎症やがんマーカー等を調べます。
- 超音波検査：肝がんの発症がないかなど、肝臓の状態を調べます。

※検査の頻度・内容については、肝臓の状態・生活習慣等で異なります。まずは医師にご相談ください。

定期検査を受けるには

- 定期検査を受ける際には、肝疾患専門医療機関や、かかりつけの医療機関にご相談ください。
- 肝疾患専門医療機関は、「肝炎医療ナビゲーションシステム」ホームページから探せます。

詳しくはこちらから→ [肝ナビ 検索](#)



検査費用の助成制度があります

都道府県からの助成により、**自己負担額最大2,000円**（慢性肝炎）または**最大3,000円**（肝硬変・肝がん）で検査を受けることができます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ→

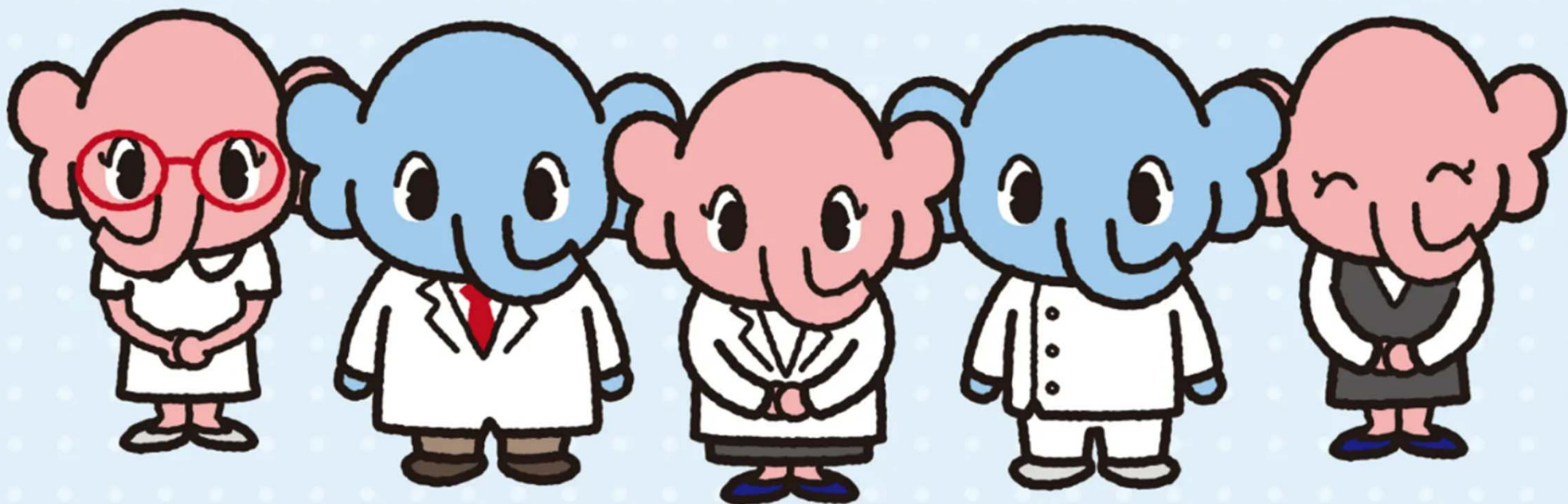


詳しく知りたい方は、都道府県の肝炎・肝疾患の担当課・係にお尋ねください。



肝疾患啓発の推進

肝疾患の研究と啓発を推進します
かんゾ～ちゃんの肝炎情報サイト



▶ 研究班の活動内容



▶ ダウンロード



▶ グッズのご紹介



▶ 肝炎トリビアクイズ



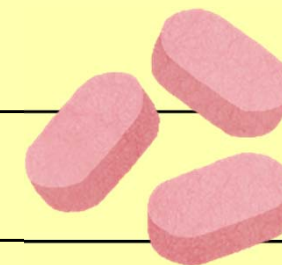
<https://kanzo-chan.jp>

肝炎治療特別促進事業

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

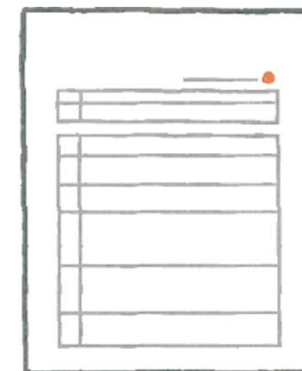
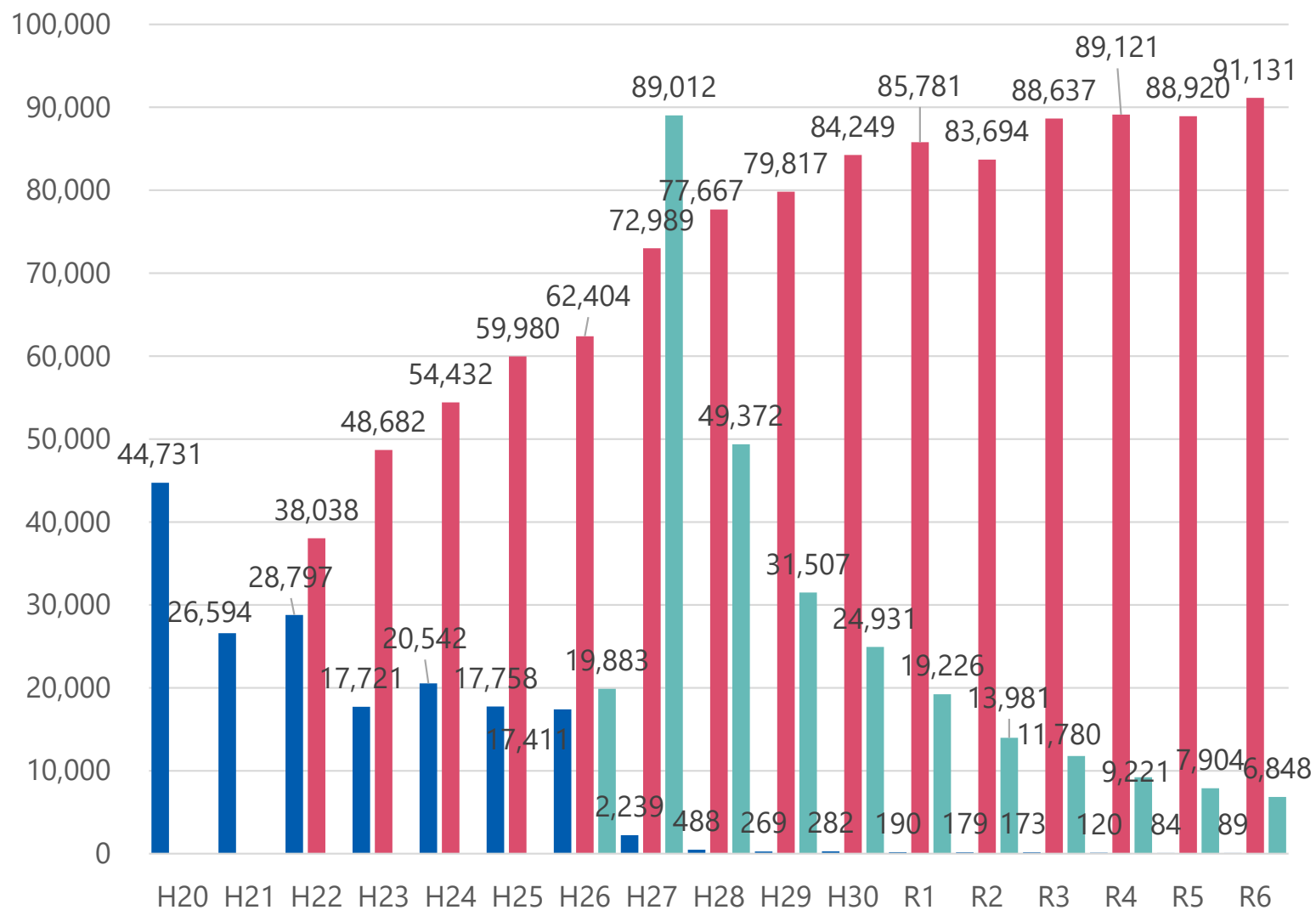
B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、
C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	<p>B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤</p> <p>B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療</p> <p>C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン+リバビリン併用</p> <p>C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療</p>
自己負担 限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：1／2 都道府県：1／2



肝炎治療特別促進事業

受給者証交付件数（各年度末）



- インターフェロン（B、C）
- 核酸アナログ製剤
- インターフェロンフリー

肝炎治療特別促進事業

事務連絡

令和6年12月16日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業の対象医療について（再周知）

肝炎対策の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国内最大級の感染症であるB型及びC型ウイルス性肝炎の早期治療の促進のため、「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日健発0331001号厚生労働省健康局長通知）の別添5「肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、抗ウイルス治療に係る医療費の助成を行っています。

本事業の対象医療は、B型及びC型ウイルス性肝炎に対して行われる抗ウイルス治療で保険適用となっているものですが、当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等についても助成の対象とされています。

肝炎患者が適切な肝炎医療を受けられるよう、本内容を御了知の上、貴管内の医療機関宛てに周知していただきますようお願いいたします。

なお、対象医療の適否については、抗ウイルス治療を行うために必要と判断される治療や検査等であるかを踏まえ、個別に判断していただくようお願いいたします。また、検査（血液検査、画像検査等）については、それが受給者証記載の有効期間内に実施されたものであって、抗ウイルス治療を行うために必要又は関連のある検査であること、抗ウイルス治療開始前に行われた検査については、当該検査の実施後に抗ウイルス治療が実施されていることにご留意いただきますようお願いいたします。

（参考）肝炎治療特別促進事業実施要綱（抄）

3 対象医療

この事業の対象となる医療は、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。

当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療は助成の対象としないものとする。

リバリン2026問題

事務連絡
令和6年8月9日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

レベトールカプセル 200mg の使用期限の取扱いについて

平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、レベトールカプセル 200mg（成分名：リバリン）については、製造販売業者である MSD 株式会社より、その製造を中止する方針が示されました。レベトールカプセル 200mg は、前治療歴を有する C 型慢性肝炎又は C 型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善に用いる治療薬として、医療上の必要性が高く、C 型肝炎治療薬を有効に活用する観点から、製造販売業者より提出された報告書に基づき、特定ロットの有効期間を 3 年から 4 年に延長することは差し支えないものと判断し、下記のとおり御連絡いたします。各都道府県等におかれましては、医療機関及び薬局に対し、本事務連絡に基づいて本剤の使用期限を取り扱っていただくよう周知をお願いいたします。

下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守した製剤に適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取り計らいいただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

1 レベトールカプセル 200mg の使用期限について

(1) 使用期限の変更について

レベトールカプセル 200mg については、本剤の製造販売業者である MSD 株式会社より提出された報告書の内容に基づき、現在流通している製剤の下

表に示したロットについては室温での有効期間を 3 年から 4 年に延長することが可能と判断いたしました。

(2) 見分け方及び取扱いについて

使用期限が令和 7 年（2025 年）3 月（2025.03 と表示）までとなっている製剤については、有効期間を 3 年として外箱に印字されているもので、変更後の使用期限は下表に記載のとおり、印字されている使用期限より 1 年長いものとして取り扱って差し支えありません。なお、製造販売業者によると、現在国内で流通している製剤はすべてこのロットであり、今後、本剤の新たな出荷の予定はないとされています。

ロット No	印字されている使用期限 （有効期間 3 年のもの）	使用して差し支えない期限 （有効期間 1 年延長後）
P002H	2025.03	2026.03

以上

レベトール供給停止に伴い、2026年3月以降は
レベトールの使用が困難となる。

リバリン2026問題

C型肝炎治療ガイドラインの改定内容に合わせ、医療費助成の認定基準を改正



C型肝炎治療ガイドライン (第8.4版)

(旧)

ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。



2. C型慢性肝疾患

(2) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝疾患 (C型慢性肝炎若しくはChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変又はChild-Pugh分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変) で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、C型慢性肝炎又はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみの助成とし、Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によってインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、再治療に前治療と同一の治療薬を用いる場合は、グレカプレビル・ピブレンタスビルの前治療8週、再治療12週とする療法に限る。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、

- ・患者の医療費の負担軽減を図る
- ・患者からの臨床データを収集
- ・予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成
- ・肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援

を実施する。

【助成対象】

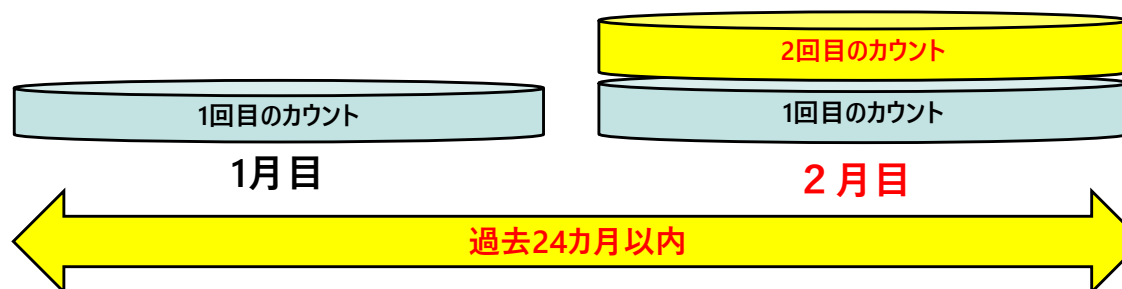
- ✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者
- ✓ 年収 約370万円以下

入院医療

外来医療（分子標的薬・免疫チェックポイント阻害薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療など）



- ✓ 高額療養費の限度額を超えた月が、過去 **24ヶ月** で **2月目** から自己負担 1万円



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

リーフレット

(表)

**肝がん・重度肝硬変の方
医療費の助成対象かもしれません**

治療2月目から入院も通院も自己負担月1万円へ
1月あたり最大47,600円の医療費の助成が受けられます！[※]

条件1
B型・C型肝炎ウイルスが原因の「肝がん」や「重度肝硬変」の治療を受けている

条件2
過去2年間(24ヶ月)で、1月あたりの医療費[※]の窓口負担が高額療養費の基準額を超える月が2月以上ある場合

条件3
参加者証の取得
指定医療機関にて「臨床調査個人票」を記入してもらい、「医療記録票」の写し等を添付し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。

条件4
年収約370万円以下

※ 令和6年4月1日より申請しやすくなりました。
条件すべてに該当する方は、申請することができます

詳しくはお住まいの都道府県、指定医療機関にお問い合わせください。

(裏)

**B型・C型肝炎ウイルスによる
肝がん・重度肝硬変の医療費助成制度の詳細**

【参加者証】の申請に必要な書類一覧

必要書類	対象
① 臨床調査個人票と同意書	70歳未満 70歳以上75歳未満 75歳以上
② 申請者から所属する指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
③ 申請者から所属する指定医療機関の医療費の写しと高額療養費の写し	● ● ●
④ 申請者から所属する指定医療機関の医療費の写しと高額療養費の写し	● ● ●
⑤ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑥ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑦ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑧ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑨ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑩ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑪ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑫ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑬ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑭ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑮ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑯ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑰ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑱ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑲ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
⑳ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉑ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉒ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉓ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉔ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉕ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉖ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉗ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉘ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉙ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉚ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉛ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉜ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉝ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉞ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㉟ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊱ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊲ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊳ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊴ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊵ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊶ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊷ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊸ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊹ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊺ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊻ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊼ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊽ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊾ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●
㊿ 指定医療機関の医療費の写し	● ● ●

助成方法

- 指定医療機関の医療費 医療費記録票を写してもらい、自己負担の写しを添付し、指定医療機関の医療費の写しを添付し、指定医療機関に提出する。
- 指定医療機関で説明を受け同意書にサインし、個人票を写してもらい、指定医療機関に提出する。
- 必要書類をそろえて都道府県に申請する。
- 認定協議会で書類が協議され、認定されたら参加者証が交付される。
- 入院・通院で対象医療を受けるときは参加者証-医療費記録票を提示する。
- 入給の申請 医療機関窓口でも自己負担額が1万円になります。
- 退院の申請 退院時に自己負担額が1万円になります。

よくあるご質問

Q どのような制度か教えてください。肝がんの治療中であれば受けられるのですか？

Q 条件を満たした場合の助成内容について、自己負担はいくらになるのか、高額療養費制度と併用に使えるのか教えてください。

Q 医療記録票、臨床調査個人票及び同意書の記入方法を教えてください。

Q 年収約370万円以下というのはどのように確認すれば良いのでしょうか？

Q 助成を受けるためには、どこに何を申請すれば良いのでしょうか？申請書類や申請方法について教えてください。

Q この制度は、現在、自分が通っている医療機関以外でも利用することができますか？

この制度は、現在、自分が通っている医療機関以外でも利用することができます。対象の医療機関については、肝がん医療に関する情報サイト「肝ナビ」(肝がんナビゲーションシステム)から各都道府県の中等でご確認ください。また、薬局については治療薬の取扱いがあれば、どの薬局でもご利用いただけます。

肝ナビ
肝がんナビゲーションシステム

動画 (厚労省YouTube)



<https://www.youtube.com/watch?v=MtpruNmByP8>



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定・助成実績

- 令和6年度の新規認定件数は、令和5年度の2倍となっている。
- 令和6年度の助成件数（暫定値）は、令和5年度から2割強増加している。

(件)

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6年度（暫定値）												
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	R6計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認定件数	88	426	339	993	1,069	1,090	1,823	58	125	151	185	157	143	182	143	161	176	164	178
うち新規 (前年同月)	88	378	232	848	566	553	1,098	37 (51)	75 (40)	100 (48)	114 (42)	87 (48)	87 (47)	116 (42)	87 (52)	109 (38)	104 (59)	87 (39)	95 (47)
うち更新	0	48	107	145	503	537	725	21	50	51	71	70	56	66	56	52	72	77	83
助成件数 (前年同月)	170	859	971	3,366	4,321	4,589	5,657	468 (356)	454 (364)	468 (390)	486 (413)	473 (415)	498 (400)	532 (404)	478 (368)	478 (372)	466 (364)	422 (365)	434 (378)
うち外来 (前年同月)				1,778	2,580	2,706	3,091	276 (195)	264 (215)	262 (221)	279 (239)	267 (235)	262 (232)	267 (241)	266 (222)	265 (233)	237 (226)	217 (217)	229 (230)

※認定件数：本事業の認定患者数。認定期間は原則1年で更新可能。

※助成件数：各月毎に本事業の助成が行われた延べ件数。

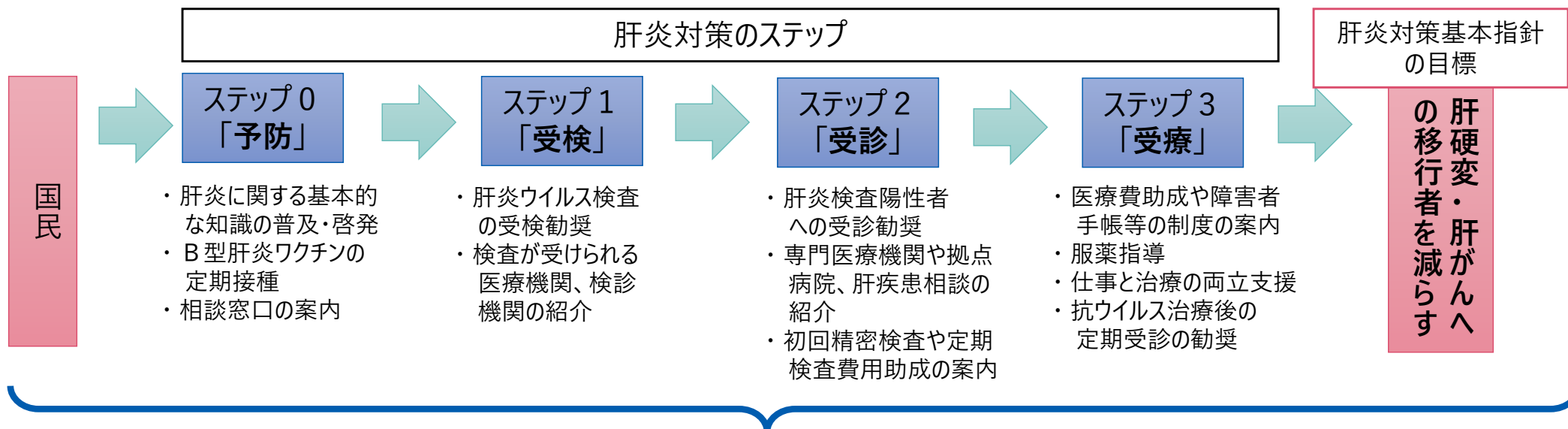
※H30年度は、H30年12月（事業開始）からH31年3月までの実績。

※実績値は変動する可能性がある。

- ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
- ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

肝炎医療コーディネーター

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」 健発0425第4号 平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知（令和5年2月3日一部改正）



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進されるように調整（コーディネート）する

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



肝炎医療コーディネーターの活動・養成に関する支援資材

肝炎医療コーディネーターとは

全国での取り組み

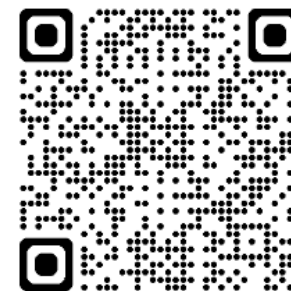
活用資材ツール

肝Co活動応援ツール

肝臓病について

肝Coと仲間たち

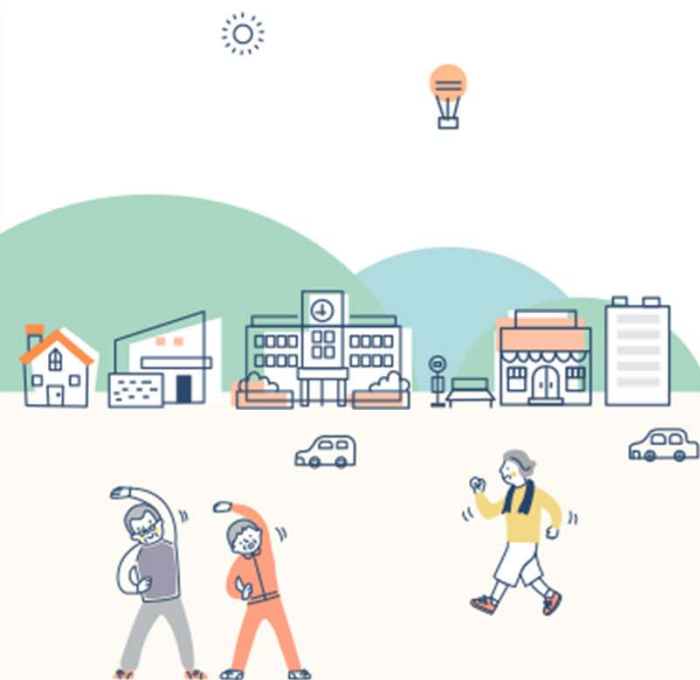
肝炎医療コーディネーター（肝Co）活動支援サイト



<https://kan-co.net/>

あなたらしい 毎日のために

「肝疾患」のトータルケアに関する
情報をみなさまにお届けします



(江口有一郎先生)